

第4回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月11日（金）

午後1時50分から午後3時9分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会	長	14番	前川正人				
委	員	1番	佐藤雄一	2番	鹿又幸也		
		3番	後藤義昭	5番	中和田吉彦		
		7番	小島良金	8番	小田原正一		
		9番	瀧澤正一	10番	佐畑幸一		
		11番	坂本雄司	12番	廣瀬恵美子		
		13番	武島竜太				

4. 欠席した農業委員（1人）

6番 館山友美子

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
事務局農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

8. 会議の概要

事務局長 皆様おそろいですので、全員ご起立を願います。
一同「礼。」着席願います。

議 長 本日は、第4回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第4回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席の届出は、6番館山友美子委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。

9月11日、水曜日、総会前に「だより編集委員会」を開催し、農業委員会だより第70号の内容について協議を行いました。

また、同日総会後に農業振興委員会を開催し、今年度の相馬市農業委員会として、相馬市に提出する農地利用最適化推進施策の改善の具体的意見について協議を行いました。

9月30日、月曜日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を実施いたしました。多くの委員の皆様にご出席いただきありがとうございました。また、同日、本総会に係る議案を配布させていただきました。

10月7日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は以上です。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。7番小島良金委員、8番小田原正一委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。次に日程第 4、議事に入ります。報告第 1 号報告事項について、を議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第 1 号報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は 1 件の報告を受理いたしました。去る 10 月 7 日、11 番委員、13 番委員、1 番委員とともに、現地調査を実施いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業者は、許可の 3 カ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は 1 年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。転用後の目的及び工事の進捗率は議案書記載のとおりです。本報告書を受理した際、申請人に工事の進捗が遅れている理由及び今後の工事の見込みについて確認をしたところ、令和 4 年 3 月に発生した地震の影響で住宅の修復への対応に追われ、現在も転用後の工事に着手できていないとのことでした。今後の計画は未定ということで、工事を行わない場合や、工事の内容に変更が生じる場合については、農業委員会に対し、許可の取消申請や事業計画変更申請が必要となる旨、指導を行っているものです。

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は 1 件の報告を受理いたしました。去る 10 月 7 日、11 番委員、13 番委員、1 番委員とともに、現地調査を実施いたしました。現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。

なお、今回の転用目的が資材置場用地となっていますが、令和 6 年 3 月 28 日付け農林水産省農村振興局長通知「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」によりますと、工

事完了報告があった日から３年間、６カ月ごとに事業の実施状況を報告することとなっております。これは、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後１カ月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、一層厳格な対応が必要となっていることによるものです。今後、地区担当委員をはじめ委員の皆様には今後の土地の動向について注意をしていただきたいと思います。

（３）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、今月は６件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

（４）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、今月は５件の通知がございました。

こちらについては、農地の貸借契約の合意解約を行うものとなっております。番号１、番号２の解約理由については、相馬市公共事業による土地収用が行われた土地であり、土地収用が行われ分筆した分の面積を解約しているものです。番号３の解約理由については、本議案第１号農地法第３条、５番案件の申請のための合意解約となっています。番号４・５の解約理由については、本議案第１号農地法第３条、７番案件の申請のための合意解約となっています。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号１番・２番・３番について担当委員挙手願います。１番佐藤雄一委員お願いします。

１ 番 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、１番、２番、３番案件について、ご報告申し上げます。最初に１番案件です。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。去る１０月１０日に２番委員、推進

委員、事務局と共に、譲受人の自宅を訪問し、聞き取りを行いました。調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は姉弟間の所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農機具所有状況、世帯における農作業従事者や従事状況、農作業歴状況は議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査により、確認いたしました。

よって許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。許可基準第2号、第3号につきましては、個人であるため該当いたしません。許可基準第5号借入地の転貸質入れ状況につきましては、転貸質入れの事実がないため、問題ありません。最後に許可基準第6号地域調和要件であります。議案書記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当であると判断いたしました。

次に2番案件と3番案件は譲受人が同一なため、まとめて報告いたします。申請人、申請地等につきましては議案書記載のとおりでございます。昨日10月10日に2番委員、推進委員、事務局と共に、現地集合し、譲受人より聞き取り調査を実施いたしました。調査担当委員を代表して、調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人は東京から移住の新規就農者です。農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積につきましては議案書記載のとおりです。譲受人には農地がないので、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認しております。よって許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。許可基準第2号、第3号は個人であるため、該当いたしません。許可基準第5号、借入地の転貸・質入れ状況については譲受人に借入地がないため、問題ありません。最後に許可基準第6号、地域調和要件であります。議案書記載のとおりであり、現在でも譲渡人が耕作しています。また今後数年間は農作業の指導をすることから地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも聞き取り調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって2番案件、3番案件は共に許可相当であると判断いたしました。以上

です。

議 長 続いて、番号４番について調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。２番鹿又幸也委員お願いします。

２ 番 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、４番案件について、ご報告申し上げます。去る１０月１０日に譲受人立ち合いの下、１番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に現地調査を実施しました。

申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者、従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査によって確認しております。よって許可基準第１号、第４号につきましては、要件を満たしております。次に許可基準第２号については譲受人が個人であるため、非該当となります。次に許可基準第３号につきましては、議案書記載のとおりです。次に許可基準第５号につきましては譲受人には転貸の事実はないため、非該当となります。最後に許可基準第６号地域調和要件ではありますが、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和は損なわれることはありません。

なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって４番案件は許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号５番・６番について担当委員挙手願います。５番中和田吉彦委員お願いします。

５ 番 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、５番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。去る１０月１日、地区担当の推進委員、事務局、譲受人と共に現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。権利の設定内容、所有権の移転（売買）となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者、従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人

には不耕作地がないことを現地調査によって確認しております。よって許可基準1号、第4号につきましては、要件を満たしております。次に許可基準第2号につきましては、譲受人は個人であるため非該当となります。許可基準第3号につきましては、議案書記載のとおりです。次に許可基準第5号につきましては、譲受人には転貸の事実はないため、非該当となります。最後に許可基準第6号地域調和要件ではありますが、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和も損なわれることはありません。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって5番案件は許可相当と判断いたしました。

次に6番案件について、去る10月2日、地区担当の推進委員と譲受人と共に現地調査を実施しましたので、調査結果報告をいたします。権利の設定内容、所有権の移転（売買）となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者、従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人は新規就農者ということで非該当となります。よって許可基準1号、第4号につきましては、要件を満たしております。次に許可基準第2号につきましては、譲受人は個人であるため非該当となります。次に許可基準第3号につきましては、議案書記載のとおりです。次に許可基準第5号につきましては、譲受人には転貸の事実はないため、非該当となります。最後に許可基準第6号地域調和要件ではありますが、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和は損なわれることはありません。

なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしと回答をいただいております。よって6番案件は許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号7番について担当委員举手願います。7番小島良金委員お願いいたします。

7 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、7番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地については、議案書記載のとおりでございます。去る10月2日、地区担当の推進委員、事務局と共に、譲受人宅へ訪問し、聞き取り調査及び申請地の現地確認を行いましたので、調査員担当委員を代表し、調査

結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人には貸付地、不耕作地がないことを現地調査及び譲受人への聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。農地所有適格法人以外による農地の権利取得は禁止となっております。このことについて、譲受人である法人より、定款及び決算報告書の添付を確認し、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、議決要件、役員要件、事業要件をすべて満たしていることを確認しております。よって、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、要件を満たしております。次に許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり非該当であります。次に許可基準第4号農作業常時従事要件については、申請人が法人であるため、非該当であります。次に許可基準第5号借入地の転貸、質入れについてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件であります。議案書記載のとおりで、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から第6号すべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。報告は以上でございます。

議 長 続いて、番号8番・9番・10番について担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員をお願いします。

12番 農地法第3条申請、番号8番、9番、10番案件について、調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。

 なお、番号8番、9番、10番案件についてはそれぞれ関連がありますので、一括して報告申し上げます。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。去る10月7日、1番、5番、11番、13番委員、地区担当の推進委員、大和田委員、志賀委員、事務局とともに譲受人立ち会いのもと、現地で譲受人及び譲受人の業務委託者で、農業従事者である●●●●氏への聞き取り調査を実施しました。譲受人は、令和3年10月12日に農地法第3条の賃借権設定（3年間）の農業委員会からの

許可を受けており、今回賃借期間が満了することに伴い、新たに賃借権（3年間）の期間延長の更新申請を行うものです。農地所有適格法人の要件は満たしておらず、農地所有適格法人以外の法人の申請となるため、農地法第3条第3項の規定による解除条件付の許可申請となります。解除条件付の要件である農地法第3条第3項第1号から第3号については、添付された書類等により要件を満たしていることを確認しました。

それでは、許可基準について、審査内容を報告いたします。許可基準第1号全部効率利用要件については、現在賃借している農地について、現地確認及び譲受人への聞き取り調査により農地として利用されていることを確認しております。また、相馬市での農業従事者である●●●●氏及び●●●●氏との業務委託契約書の添付を確認しており、非該当です。許可基準第2号農地所有適格法人要件および許可基準第4号農作業常時従事要件については、農地法第3条第3項の解除条件付の要件を満たしているため、非該当です。次に許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり非該当です。次に許可基準第5号借入地の転貸、質入についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号地域調和要件であります。集落において特定の農薬を使用している作物の栽培はなく、農地が分断されるような権利の取得ではないことを現地調査にて確認しており、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員から現地調査にて意見をいただいております。特に土づくりと排水対策を徹底してもらいたいとの意見をいただいております。このことについては、現地立ち会いの際、譲受人から今後、排水対策のための明渠の造成に取り組んでいく旨の回答をいただいております。また、業務委託者である●●●●氏において、ヒサカキ以外の作物を検討し、出荷に向けた取り組みを行う旨の回答をいただいているものです。以上のことから、許可基準第1号から第6号まで非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。報告は以上となります。

議 長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、番号1番、2

番、3番、7番、8番、9番、10番案件について、補足説明いたします。

はじめに番号1番になります。譲受人は貸付地がございます。平成27年農地法改正の際に許可要件第1号全部効率利用要件の解釈の見直しがあり、貸付地がある場合でも農地の取得が可能となっているものです。栽培する作物、または、経営農地までの距離や、集積集約の観点から、農地を有効活用できる状況は変わってきます。今回の申請については、譲受人が所有している田については、全て水稻農家に貸付しており、畑については自己所有地も含めて、新たに取得する畑も耕作を行うものとなっているため、全部効率利用要件としては問題ないという判断となっています。番号1の補足説明は以上となります。

続いて、番号2、3の補足説明になります。譲受人は新規就農者となっております。本申請がなされた経過についてですが、譲受人が退職を機に、故郷である相馬へ戻り、住宅を建設し周辺の農地を耕作していく計画でいるものです。議案書に記載のある住所は、現在の住民票が登録されている●●●●●となっておりますが、●●●●●在住の●●●●●氏の住宅に居候しており、今後は本申請地の隣接地である譲渡人所有の宅地を購入し、住宅を建設し、●●●●●氏と同居する予定となっております。農作業についても、共同で行っていくものとなっています。なお、宅地については既に売買契約を締結済みであり、所有権移転登記が完了していることを確認しております。また、譲渡人の宅地内にある納屋及び農機具も引継ぐこととなっています。このことについては、去る10月10日の現地調査の際に、譲受人本人に聞き取りをして確認をしているものです。本申請書に併せて、営農計画書及び年間の営農スケジュールを提出いただいています。

続いて、こちらも番号2と同じ譲受人となるのですが、取得する農地の一部に地権者が別の土地も含まれており、今回譲受人が一体の農地として利用するべく、分かれて申請がされているものです。番号2、3については以上です。

続いて、番号7の補足説明になります。本申請は、個人による所有権の取得ではなく、農業法人による農地の取得となっております。原則、法人は農地法第3条による農地の権利取得はできないものとなっているものです。しかし、農地所有適格法人の要件に該当すれば、権利の取得が可能となるものです。なお、農地所

有適格法人ではない一般法人でも農地の権利を取得することができるのですが、こちらは、番号8番、9番、10番において詳細を説明します。これらの要件については、法人の登記事項証明書や定款、並びに決算報告書等の添付により、確認しているものです。番号7についての補足説明は以上です。

最後に、番号8番、9番、10番について補足説明いたします。譲受人は同じのため、一括しての説明になります。本申請については、令和3年10月12日農地法第3条申請にて3年間の賃借権設定の許可を受けている農地となっています。また、本申請地はヒサカキによる営農型太陽光発電事業地であり、令和4年2月10日農地法第3条の区分地上権及び農地法第5条申請の一時転用許可を受けている農地となっています。引き続き、同法人が下部の農地を営農し、営農型太陽光発電事業を継続するため、今回更新申請がなされたものです。なお、本申請は、一般法人における解除条件付きの賃借権の設定となっています。

通常、農地所有適格法人以外の一般法人は、農地法第3条の許可申請における権利の設定・取得は認められません。しかし、農地を解除条件付きで借りる場合に限り、権利の取得が認められているものです。

具体的な解除条件付きの賃借権の要件は3つございます。一つが、賃借契約書に解除条件が付されていること、となっています。土地の所有者と耕作権を設定する譲受人との間の契約書の条文の中に、農地を適正に利用していない場合には、賃借契約を解除する旨の条件が付されていること、が条件になっています。

二つ目が、地域のほかの農業者と適切に役割分担し、継続的、安定的に農業経営が行われること、となっておりまして、こちらは、地域の活動や共同作業、人足などがあつた際は、積極的に参加して、また、継続的に安定的に農業経営を行う見込みがあるか、というところを確認すること、となっております。

三つめが、法人が行う耕作、養畜の事業に常時従事すること、こちらは業務を執行する役員、又は法人の農業について権限と責任を有する使用人一人以上が法人の耕作の事業に常時従事し、責任をもって対応できると認められること、です。三つ目については、個人の申請で確認しております許可基準の4号、常時従事要件とみる内容は同じとなっております。

これら三つの要件のいずれについても、事務局及び聞き取り調

査、現地調査により要件については満たしていることで確認しております。

また、農地法第三条第4項の規定の中に、解除条件付きの賃借権の許可をしようとするときは、あらかじめ市町村長にその旨を通知しなくてはならない、こととなっております。本申請があったときに、同法人は、相馬市長に対して通知を行っておりまして、このことについて市町村長は、農業上の適正かつ総合的な利用を確保する観点から必要があると認められるときは、農業委員会へ意見を述べるができることとなっております。令和6年9月26日付で相馬市長から「意見なし」の回答をいただいているところです。

続いて、追加での補足事項になりますが、これまで、相馬市における農作業の常時従事者は、●●在住の●●●●さんとなっておりますが、今回の申請より、●●●●さんに加え、農作業に従事する者として、新たに●●●●の●●●●さんが農地の耕作、管理を行う計画となりました。10月7日に実施した現地調査及び譲受人への聞き取り調査の際に、●●●●さんにも立ち会っていただき、今後は、ヒサカキだけではなく、土壌の改良を行いながら、サトイモなど、現在の土壌でも栽培が可能な作物を栽培する計画でいるとのことでした。なお、この内容は、今回の●●●●と●●●●さんとの業務委託契約書の写しにより確認しているものです。補足説明は以上となります。

議 長 他に質疑ありませんか。ご発言願います。5番中和田吉彦委員。

5 番 番号8番、9番、10番の営農型太陽光発電事業に関する質問です。営農型太陽光発電に関する現地調査に対する報告は12番委員からあったとおりであります。私なりの観点で営農が適切に継続的に行われているかというところについて、現在ヒサカキは未成熟で出荷されていないです。ヒサカキは植えてから収穫できるまで5年以上かかるだろうということなので、やむを得ないと思います。現状ヒサカキは未成熟で収穫できる状態ではなくて、果たして3年から4年後に出荷できる状態となるのかが疑問であります。農作業を行う上で効率的な機械利用を行うため、3年前の3条申請時に購入機械として、軽トラック、草刈機、耕運機を購入する予定となっておりますが、作業日報で確認したとこ

ろ、軽トラック、草刈機は使用された履歴がありましたが、耕運機は使用された履歴がないのはなぜなのか。

ここで次の3点質問します。

1点目、法人に対して財務状況の資料の提出をお願いしたい。

2点目、周辺地域の調和について、12番委員の報告で、現地はそれなりに整備されているとのことですが、作業日報を見ますと、隣接する農道の草刈りなどの一連の作業を行ったという記録がないため、これまで周辺との共同作業が滞っていたのではないかと思います。農業委員会として指導が必要と考えるが、事務局の対応状況を伺います。

また、3点目は農地に水が溜まっている土壌を改善するため、農道の側溝に雨水等を流すのに、周辺の水利組合からの同意を求める必要があるが、同意を求めないで雨水等を流してしまったとしたら、あってはならないことです。

以上3点が、現状の報告の中で、現況確認した中で、疑問に思ったことです。疑問点を解消するため、許可申請にあたって、法人から半年に一度、農作物の生育状況や生産状況について報告の義務付けをする、新たな確認書を取るべきだと私は思います。以上です。

議 長 只今の質疑に対して、事務局より回答をお願いします。

事務局 5番委員から質疑あった3点につきまして、回答させていただきます。まず1点目の法人の財務状況を確認できる書類の提出を求めているかというところでしたが、農地所有適格法人からの申請に対しては、収入要件を確認する必要があるため、提出を求めています。それ以外の解除条件付きの申請については、収入要件を確認する必要があるため、財務状況が分かる書類の提出は求めています。

2点目の周辺の農道の草刈りなどの活動を行っていないことに関しては、農業委員会として、これまでの指導の中で、作業日報等にはこのような活動の記載を求めています。今後、営農するにあたって、農業委員会としても、そのような活動は必要だという旨、法人の方で対応していただくように、伝えることは必要だと考えております。

3点目、排水関係で地元の水利組合との調整を図った上で、行

う必要があるのではないかというご指摘につきましては、10月7日の現地調査の際に、排水を排水路に流しておらず、本来、流してはいけない民地等に流している疑いがあることを確認していたので、事務局から、そういった問題が発生している旨を法人の代表に説明しており、今後きちんと検討していきます。との回答をいただいているものであります。

なお、排水同意につきましては、道路側溝に排水する場合は、農地法上同意の必要はありませんが、農業用排水路に排水する場合は、水利組合の同意が必要となります。

半年ごとの営農状況の報告につきましては、下部の農地の営農状況報告を1年に一度頂いており、農業用機械の使用状況報告や現地調査を行うことなどについては、検討してまいりたいと考えております。

議 長 他に質疑ありませんか、ご発言願います。

5 番 私自身納得はしますが、この件に関してのみ半年毎でのルールをきちんと委員会で申し合わせをしていただいて、委員の皆様にご同意をいただきたいと思います。

議 長 只今の意見に対して、事務局より回答をお願いします。

事務局 5番委員のご意見については、営農型を継続するかどうかの審査については半年後に一時転用許可の更新のタイミングがありますので、その時に判断いただくのが良いと思います。

今回の3条申請に関しては、あくまで許可要件を満たしているかどうかという観点で、審査をいただくことが適切と思われます。

半年間の取組状況を見て、営農型太陽光発電の更新の際に、今後の営農型太陽光発電について、どうするかを判断していただきたいと思います。

議 長 次に討論に入ります。

(「なし。」 との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。

事務局 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。

案件 1 について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 12 カ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

案件 2 について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 6 カ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

案件 3 について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 6 カ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審

査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。番号 1 番、2 番について、担当委員挙手願います。1 1 番坂本雄司委員お願いします。

1 1 番 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件、2 番案件について説明いたします。去る 1 0 月 7 日に 1 番委員、1 3 番委員、地区担当の推進委員と事務局と共に現地調査を行いました。調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は周辺が概ね 1 0 ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し、第 2 種農地と判断いたしました。許可基準第 2 号は代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第 4 号は議案書記載のとおり、周辺農地への影響、支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員より現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当と判断いたしました。

続いて、2 番案件について報告いたします。去る 1 0 月 7 日に 1 番委員、1 3 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査の結果を報告いたします。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は概ね 1 0 ヘクタール未満の小集団の農地であることを、現地調査にて確認し、第 2 種農地と判断いたしました。許可基準第 2 号は代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第 4 号は議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また地区担当の推進委員より現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、番号3番について担当委員举手願います。13番武島竜太委員をお願いします。

13番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件について説明いたします。去る10月7日に1番委員、11番委員、地区担当の推進委員と事務局と共に現地調査を行いました。調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりです。権利の移転設定の内容は所有権の移転（売買）となります。太陽光発電事業用地としての転用申請となります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周辺が概ね50メートルの間隔で50戸の工場や家屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。したがって許可基準第2号は該当いたしません。許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員より現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり、可決いたします。次に議案第3号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し番号1番から番号14番までの14件について、相馬市農業委員会会議規則第8

条の規定に基づき、一括議題といたしたいと存しますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議ないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。農業委員会総会で「非農地」と判断された土地については、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付しております。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知等を行わず、引き続き、農地として適切な管理をお願いしていくものです。以上が非農地判断における手続きの流れになります。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは、現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。事務局からの説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る10月7日、1番委員、11番委員、事務局2名と共に、現地調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して調査報告いたします。参考資料を基に番号1から読み上げます。番号1から4は山林、番号5は農地、番号6は原野、番号7から14は山林。したがって番号1から14に

ついて、番号５を除き、非農地と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、委員報告のとおり番号５を除く、番号１から１４を非農地とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 よって、議案第３号農地法第２条の第１項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり、番号５番を除き非農地と判断することに決せられました。次に議案第４号令和６年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第４号令和６年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について事務局より説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、農地中間管理機構を通しての新規の利用権設定となります。利用権を設定する対象地は、令和５年まで土地所有者が耕作しておりましたが、農業用機械が故障したことにより、令和６年は不耕作地となりました。その後、新たな耕作者を探した結果、対象地の隣地の耕作者に令和７年より耕作を依頼するものであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５号の規定は、全て満たしております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、は同意することに決せられました。以上で提出された議案全て終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第4回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	7 番	小 島 良 金
---------	-----	---------

議事録署名委員	8 番	小田原 正 一
---------	-----	---------